

「新しい生活様式」 を応援します！



補助上限

10万円(税抜)

※このうち消耗品費は3万円が上限。消耗品費も含めて補助上限は10万円です。

補助対象経費の10/10

事業者の皆さんが、感染症対策や 業態転換に活用できる補助金です

この補助金は、事業者の皆さんが各業界団体が定めるガイドライン等に沿って取り組む**感染症対策**「飛沫感染防止の亚克力板やビニールカーテン、非接触式体温計や消毒液の購入」などの経費を補助するものです。

また、**飲食店**が新たに**業態転換**（テイクアウト等）に要した経費も対象です。

【対象者】

- ① 中小企業者又は個人事業主で、
- ② 不特定多数の人の出入りがある来店型店舗を岩手県内に有する事業者（飲食業、小売業、サービス業等）

【補助額】

補助対象経費について、10万円(税抜)を上限に実際に支払った金額を補助します。

【補助対象期間】

令和2年4月～令和3年1月末
※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した経費も支払いの確認ができれば対象とします。

【申請期限】

令和3年2月10日(水)

★募集要項（申請様式）の取得方法

補助金の申請にあたっては、はじめに募集要項（申請様式）を取得し、内容を確認いただく必要があります。募集要項（申請様式）は「岩手県のHPからダウンロードする」か「商工会議所・商工会の窓口」で取得できます。

岩手県 新型コロナ・新しい生活様式に対応した感染症対策を支援します

検索

【お申込み・お問合せ先】

一関商工会議所 本所（TEL 23-3434）及び各支所

※本補助金は、商工会議所・商工会の会員でなくても申請できます。



補助金申請の流れ

① ガイドラインに沿った感染症対策を実施してください。

業界団体が定めるガイドラインに沿った感染症対策を実施してください。購入した経費の領収証等（③参照）を保管してください。

【参考】業種ごとの感染拡大予防ガイドライン

岩手県 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン

検索



② ①の実施のため生じた以下の経費等が補助対象です。

- ・下線がついた物品は、消耗品扱いとして、上限を3万円までとします。
- ・「飲食店における業態転換」の場合の対象経費は募集要項をご確認ください。

分類	対象の例（申請できます）	対象外（申請できません）
飛沫感染防止・接触感染防止	アクリル板・カーテン等、レジにおける感染防止対策（電子決済、セルフレジ、自動券売機等の導入）、个人防护具（フェイスシールド、ゴーグル等）、 <u>マスク</u> 、 <u>使い捨て手袋</u> 、来客が触れる設備のセンサー化（自動ドア、照明、自動開閉便座等）	本来業務に必要な衛生・清掃器具（ごみ袋、割り箸、レジ袋、アメニティグッズ、掃除用具、ごみ箱等）
距離の確保	パーテーション、カーテン等、屋外で営業する場合の物品（椅子やテーブル、日よけ等）、店舗の改装	リモートでの接客対応（オンライン授業やリモートでの相談、打合せ）、従業員のテレワーク、インカム機器
換気	換気扇、空気清浄機、エアコン、扇風機、送風機、窓、網戸、加湿器	交換用フィルター、網戸の張替
消毒・抗菌化	消毒用品（消毒液ポンプ、消毒剤噴霧器、オゾン発生器、紫外線消毒器等）、 <u>消毒液</u> 、 <u>除菌シート</u> 、営業再開時などの店内消毒作業の委託、店内施設の抗菌化（土足部分を除く）	日常的な清掃業務の委託、リネン類や制服等のクリーニング食洗器
手洗い	センサー式水道蛇口、 <u>石けん</u> 、 <u>ペーパータオル</u> 、手洗い場の新設工事	
体調管理	体温計、サーモカメラ	
諸経費	対象物品の購入に係る送料、対象物品のリース・レンタル、設備設置のための工事費	物品の維持費（修理費用、電気料、保証料等）、従業員人件費や役員報酬、専門家への相談料や謝金、振込手数料、申請手続きに要する経費（郵便料、交通料等）

※エアコン等の備品の仕様は定めておりません。感染症対策に必要な範囲内で店舗の実情に合わせて購入してください。

※補助対象の例については随時見直しますので、最新のものは県公式ホームページをご確認ください。

③ 以下の書類を商工会議所・商工会に郵送し、申請してください。

書類	備考
申請様式（募集要項に添付した様式第1号～第5号）	申請様式は表面に記載の方法により取得できます。様式第5号は必要な方のみが提出するものです。
対象経費についての証拠書類の写し （以下の4項目が全て記載されているものがが必要です。 ①支払者と支払先、②経費の内容、③支出金額、④支払日）	領収証を推奨（支払者の記載がないレシートのみは原則認められません。） ※領収証では経費内容が確認できない場合（費目が「〇〇一式」である場合等）、レシート又は内訳書も併せて添付してください。 ※原則、申請者と支払者は同一である必要があります。
受取口座通帳の写し	通帳の表面（①店番号、②口座番号）、通帳の2面（③名義（カタカナ）が記載された面）
【法人の場合のみ】 法人登記事項証明書又は法人番号が分かる資料の写し	法人番号が分かる資料（法人番号指定通知書、法人番号公表サイトの検索結果画面の画面印刷等）
【個人事業主の場合のみ】 代表者の確認書類（公的機関が発行する証明書等の写し いずれか1点）	運転免許証、パスポート、健康保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーカード（個人番号カード）等

※商工会議所・商工会の審査の過程において、この他必要な書類の提供を求める場合があります。